

# クロス・ヘッド総合型プラン企業型年金規約

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 運営管理業務及び資産管理業務（第4条～第5条）

第3章 加入者等（第6条～第11条）

第4章 掛金の算定方法等（第12条～第14条の3）

第5章 運用の方法の提示及び運用の指図（第15条～第20条）

第6章 給付の額及び支給方法（第21条～第44条）

第7章 事業主に対する資産の返還（第45条～第47条）

第8章 事務費の負担方法（第48条～第52条）

第9章 雑則（第53条～第69条）

附則（第1条～第6条）

別紙（表第1～表第10、手数料表）

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

この企業型年金規約（以下、「本規約」という。）は、確定拠出年金法（平成13年法律第88号。以下「法」という。）に基づき、加入者個人又は事業主が資金を拠出し、加入者個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、事業主が実施する企業型年金制度について必要な事項を定め、加入者及び加入者であった者の高齢期における所得の確保にかかる自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって加入者及び加入者であった者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 第2条 (事業主の名称及び住所)

本規約を適用する事業主の名称及び住所は、別紙の表第1のとおりとする。

- 2 クロス・ヘッド株式会社は、代表事業主として、本規約に係る申請・届出を行う責務を負うものとする。

### 第3条 (実施事業所の名称及び所在地)

本規約を適用する事業所の名称及び所在地は、別紙の表第2のとおりとする。

## 第2章 運営管理業務及び資産管理業務

### 第4条 (運営管理業務の委託)

事業主は、法第7条第1項の規定に基づき、第1号に掲げる確定拠出年金運営管理機関（以下「委託先運営管理機関」という。）に第2号に掲げる運営管理業務を委託し、委託に係る契約を締結する。

#### (1) 委託先運営管理機関の名称及び所在地

名称 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
所在地 東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号

#### (2) 委託先運営管理機関が行う運営管理業務

- ①運用の方法の選定及び加入者及び運用指図者（以下「加入者等」という。）に対する提示
  - ②運用の方法に係る情報の提供
  - ③加入者等の氏名、住所、個人別管理資産額その他の加入者等に関する事項の記録、保存及び通知
  - ④加入者等が行った運用の指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関への通知
  - ⑤給付を受ける権利の裁定
- 2 委託先運営管理機関は、次の確定拠出年金運営管理機関（以下「再委託先運営管理機関」という。）に、第1項第2号②及び③に掲げる通知業務（コールセンター及びインターネットによるものに限る。）を再委託する。

名称 野村証券株式会社  
所在地 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- 3 委託先運営管理機関は、次の確定拠出年金運営管理機関（以下「再委託先記録関連運営管理機関」という。）に、第1項第2号③から⑥までに掲げる業務を再委託する。ただし、再委託する業務のうち、第1項第2号③に掲げる通知業務（コールセンター及びインターネットによるものに限る。）については委託先運営管理機関及び再委託先記録関連運営管理機関の双方において行うものとし、その他の業務については再委託先記録関連運営管理機関においてのみ行うものとする。

名称 日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社  
所在地 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

第5条 （資産管理契約の締結）

事業主は、法第8条第1項の規定に基づき、本規約の給付に充てるべき積立金について、次に掲げる資産管理機関と資産管理契約たる運用方法を特定する信託の契約を締結する。

名称 野村信託銀行株式会社  
所在地 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

第3章 加入者等

第6条 （加入者の範囲）

- 本規約の加入者は、別紙の表第2に定める実施事業所に使用される60歳未満の第一号等厚生年金被保険者（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第2条の5第1項第1号に規定する第一号厚生年金被保険者又は同項第4号に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）のうち別紙の表第3①欄に掲げる実施事業所ごとに同表②欄に定める者とする。ただし、法第13条の規定により、本規約の加入者となれない者を除く。
- 2 前項にかかわらず、資格喪失年齢（本年齢に達したときに加入者の資格を喪失するものとして、別紙の表第3の資格喪失年齢欄に定める60歳以上65歳以下の一定の年齢をいう。ただし、別紙の表第3に資格喪失年齢の定めのない場合は60歳とする。以下同じ。）を61歳以上65歳以下とする実施事業所にあつては、60歳に達した日の前日において本規約の加入者であった者で、60歳に達した日以後引き続き当該実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（当該一定の年齢に達していない者に限る。）は、本規約の加入者となる。ただし、法第13条の規定により、本規約の加入者となれない者を除く。
- 3 本規約の加入者となった者は、当該加入者の任意により脱退することはできないものとする。

第7条 （加入者の資格取得の時期）

- 前条第1項の要件を満たすに至った日を、加入者資格の取得日とする。
- 2 事業所が新たに本規約の実施事業所となったときは、当該実施事業所に使用される加入者は、当該実施事業所となった日にその資格を取得する。

第8条 （加入者の資格喪失の時期）

加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に本規約以外の企業型年金の加入者となるに至ったとき、又は第6号に該当するに至

ったときは、当該至った日)に、本規約の加入者の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 実施事業所に使用されなくなったとき
- (3) その使用される事業所が、実施事業所でなくなったとき
- (4) 第一号等厚生年金被保険者でなくなったとき
- (5) 第6条に掲げる加入者の範囲に該当しなくなったとき
- (6) 資格喪失年齢に達したとき

#### 第9条 (資格の得喪に関する特例)

加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、加入者でなかったものとみなす。

#### 第10条 (加入者期間)

加入者である期間(以下「加入者期間」という。)を計算する場合には、月によるものとし、加入者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

- 2 本規約の加入者の資格を喪失した後、再び本規約の加入者の資格を取得した者については、本規約における前後の加入者期間を合算する。

#### 第11条 (運用指図者)

本規約の運用指図者は、次に掲げる者とする。

- (1) 資格喪失年齢に達したことにより加入者の資格を喪失した者(本規約に個人別管理資産(加入者又は加入者であった者に支給する給付に充てるべきものとして、本規約において積み立てられている資産をいう。以下同じ。)の額(以下「個人別管理資産額」という。)がある者に限る。)
  - (2) 資格喪失年齢を61歳以上65歳以下とする実施事業所にあつては、60歳以上の加入者であつて第8条第2号に該当するに至ったことにより、加入者の資格を喪失した者(本規約に個人別管理資産がある者に限る。)
  - (3) 加入者であつた者であつて本規約の年金たる障害給付金の給付を受ける権利を有する者
- 2 加入者であつた者は、前項各号に掲げる者のいずれかに該当するに至った日に運用指図者の資格を取得する。
  - 3 運用指図者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(第3号に該当するに至ったときは、当該至った日)に、運用指図者の資格を喪失する。
    - (1) 死亡したとき
    - (2) 本規約の個人別管理資産がなくなったとき
    - (3) 本規約の加入者となったとき
  - 4 第9条の規定は運用指図者の資格について、前条の規定は運用指図者である期間を計算する場合について準用する。この場合において、「加入者」とあるのは「運用指図者」と、「加入者期間」とあるのは「運用指図者期間」と読み替えるものとする。

### 第4章 掛金の算定方法等

#### 第12条 (事業主掛金の拠出)

事業主は、第10条第1項に規定する加入者期間の各月につき、事業主掛金を拠出する。ただし、別紙の表第4①欄に掲げる実施事業所ごとに同表②欄に定める休職期間中の者については、当該休職を取得した日の属する月から復職した日の属する月の前月までの期間（会社都合を除き無給期間に限る）、事業主掛金の拠出を中断する。

第12条（加入者掛金の拠出）

の2 別紙の表第5-2①欄に掲げる実施事業所の加入者は、加入者期間の計算の基礎となる各月につき、自ら企業型年金加入者掛金（以下、「加入者掛金」という。）を拠出することができる。ただし、前条ただし書きに該当する場合は、この限りではない。

2 加入者掛金の拠出を希望する加入者は、同表③欄に定めるところにより別紙の表第5-3④欄に定める申出期限までに事業主に申し出るものとする。

第13条（事業主掛金の額の算定方法）

各加入者に係る事業主掛金の額は、別紙の表第5①欄に掲げる実施事業所ごとに定額掛金である場合には同表③欄に掲げる額とし、定率掛金である場合は当該加入者の同表⑤欄に定めるところによる基準給与と同表④欄に掲げる率を乗じた額とする。ただし、当該加入者の掛金の額が次の各号に掲げる額を超えるときは、次の各号に掲げる額とする。

- （1）実施事業所において適用されている公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）附則第3条第11号に規定する存続厚生年金基金（以下「厚生年金基金」という。）制度又は確定給付企業年金制度の加入者  
確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号。以下「令」という。）第11条第2号に定める拠出限度額

（2）前号以外の者

令第11条第1号に定める拠出限度額

- 2 各加入者に係る毎月の事業主掛金を算定する場合、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 3 事業主は、第1項各号に定める額を加入者等に周知するよう努めるとともに、令の改正により令第11条に規定する拠出限度額（以下「拠出限度額」という。）が変更となった場合においても、その旨周知するよう努めるものとする。

第13条（加入者掛金の額）

の2 加入者掛金の額は、別紙の表第5-2①欄に掲げる実施事業所ごとに加入者期間の計算の基礎となる各月について同表②欄に掲げる額のうち、加入者が同表③欄に定めるところにより自ら決定した額とする。

2 加入者掛金の額は、事業主掛金の額を超過しないものとし、かつ、事業主掛金の額との合計が、拠出限度額を超過しないものとする。

第13条（加入者掛金の額の変更方法）

の3 加入者は、次の各号に掲げる場合を除き、年一回に限り、別紙の表第5-2①欄に掲げる実施事業所ごとに同表④欄に定めるところにより、別紙の表第5-3③欄に定める月に同表⑤欄に定める申出期限までに事業主に申し出ることにより加入者掛金の額を変更することができる。

- （1）事業主掛金の額が引き下げられることにより、事業主掛金の額が加入者掛金の額を下回ることとなる場合であって、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えないように変更する場合

- (2) 事業主掛金の額が引き上げられることにより、事業主掛金の額と加入者掛金の額との合計額が拠出限度額を超える場合において、合計額が拠出限度額を超えないよう加入者掛金の額を変更する場合
- (3) 本規約の加入者掛金の額の決定の方法が変更されることにより、加入者が拠出していた加入者掛金の額を拠出できなくなる場合において、変更後の決定の方法による額に変更する場合
- (4) 加入者掛金の額を零に変更する場合
- (5) 加入者掛金の額を零から変更する場合
- 2 前項の年は別紙の表第5-3②欄に掲げる期間を基準とする。
- 3 第1項の申出は、同項第1号から第4号に該当する場合にあっては、毎月、別紙の表第5-3⑤欄に掲げる日までに、同項第5号に該当する場合にあっては、別紙の表第5-2③欄に掲げる月に別紙の表第5-3④欄に掲げる日までにを行うことができる。
- 4 事業主は、次の各号に掲げる場合は、加入者からの変更の指図を受けずに、加入者掛金の額を変更できる。
  - (1) 事業主掛金の額が引き下げられることにより加入者掛金の額が事業主掛金の額を超過する場合は、別紙の表第5-2②欄に定める加入者掛金の額のうち、事業主掛金の額を上回らない一番高い額とする。
  - (2) 事業主掛金の額が引き上げられることにより加入者掛金の額との合計額が拠出限度額を超過する場合は、別紙の表第5-2②欄に定める加入者掛金の額のうち、事業主掛金の額との合計額が拠出限度額を上回らない一番高い額とする。
- 5 事業主は、前項各号の変更を加入者からの変更の指図を受けずに行った場合は、変更後、速やかに当該加入者に報告するものとする。

第14条 (事業主掛金の納付時期)

- 事業主は、毎月の事業主掛金を翌月25日(当該25日が金融機関の非営業日に当たるときは、その直前の金融機関の営業日)に資産管理機関に納付する。
- 2 事業主掛金は前納又は追納することはできない。

第14条 (加入者掛金の納付時期)

- の2 事業主は、毎月の加入者掛金の額を事業主掛金の額と合算して、翌月25日(当該25日が金融機関の非営業日に当たるときは、その直前の金融機関の営業日)に資産管理機関に納付する。
- 2 事業主は、前項の加入者掛金を加入者期間の計算の基礎となる各月につき、加入者の当該月の翌月の給与から控除するものとする。
- 3 事業主が加入者掛金を給与から控除できない場合は、その月の加入者掛金の拠出は行わないものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、加入者掛金を拠出している加入者が実施事業所に使用されなくなる場合であって、使用されなくなった日が月の末日である場合は、事業主は、当該加入者が使用されなくなった日の属する月の前月分及び当月分の加入者掛金を当該加入者の給与から控除することができる。
- 5 加入者掛金は前納又は追納することはできない。

第14条 (加入者掛金の源泉徴収)

- の3 事業主は、加入者掛金を給与から控除したときは、加入者掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該加入者に通知するものとする。

## 第5章 運用の方法の提示及び運用の指図

### 第15条（運用の方法の選定及び提示）

加入者等が選定することのできる運用の方法は、運用の方法の選定及び加入者等への提示を行う委託先運営管理機関（以下「商品選定運営管理機関」という。）が以下に掲げるものの中から選定した金融商品とする。

#### （1）元本確保型のもの

- ①預金又は貯金（令第15条第1項の表の1の項イ及びロに掲げるものに限る。）
- ②生命保険又は生命共済（令第15条第1項の表の4の項イに掲げるものに限る。）
- ③損害保険（令第15条第1項の表の5の項イに掲げるものに限る。）

#### （2）投資信託

- ①有価証券の売買（令第15条第1項の表の3の項又及びルに掲げるものに限る。）

#### （3）前2号以外のもの

- ①有価証券の売買
- ②信託会社への信託
- ③生命保険又は生命共済
- ④損害保険

- 2 商品選定運営管理機関は、前項の選定及び提示にあたっては、前項第1号に掲げるものを1以上、かつ前項第2号に掲げる運用の方法から2以上、運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他収益の性質が相互に類似しない合計3以上かつ令第15条の2に定める数以下で運用の方法を選定し、提示するものとする。

### 第16条（運用の方法の除外）

商品選定運営管理機関は、前条の規定により選定された運用の方法を除外しようとするときは、当該除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている加入者等の同意を得なければならない。ただし、当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたこと又は確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号。以下「規則」という。）第20条の2各号に掲げる事由により当該運用の方法を除外しようとするときはこの限りではない。

### 第17条（運用の方法に係る情報提供）

加入者等は、運用の方法に係る情報の提供を行う委託先又は再委託先運営管理機関（以下「情報提供運営管理機関」という。）から、第15条の規定により選定し、加入者等に提示した運用の方法の全体構成に関する情報のほか、それぞれを選定した理由及び次の各号に掲げる事項に関する情報の提供を受けることができる。

#### （1）運用の方法の内容（次の①から③までの事項を含む。）

- ①利益の見込み（利益の見込みを示すことが困難である場合にあっては、その旨）、及び損失の可能性に関する事項
- ②運用の方法に係る資金の拠出の単位又は上限額があるときは、その内容に関する事項
- ③運用の方法に係る利子、配当その他の利益の分配方法に関する事項

#### （2）運用の方法に係る過去10年間（当該運用の方法の過去における取扱い期間が10年間に満たない場合にあっては、当該期間）の利益又は損失の実績

- (3) 加入者等個々の持分の計算方法
  - (4) 選定又は変更した場合に必要な手数料その他の費用及びその負担方法
  - (5) 預金保険制度、農水産業協同組合貯金保険制度、保険契約者保護機構の適用の有無
  - (6) 金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号）第3条第1項各号に規定する重要事項
  - (7) その他加入者等が運用の指図を行うために必要な情報
- 2 前項各号に掲げる情報は、書面の交付の他、情報提供運営管理機関の営業所への備置及び当該運営管理機関のホームページに掲載する方法により提供するものとする。
- 3 情報提供運営管理機関は、加入者等から第1項各号に掲げる事項につき、コールセンター等を通じて照会があったときは、これに速やかに対応するものとする。

#### 第18条（運用の指図）

加入者等は、再委託先記録関連運営管理機関に対して、次の方法により運用の指図を行う。

- (1) 定時拠出に係る配分指定 毎月拠出する事業主掛金及び加入者掛金の合計額について、運用の方法ごとに購入に充てる率を指定すること
  - (2) スイッチング 一の運用の方法を売却する指示と、当該売却代金の額をもって異なる運用の方法を購入する指示を同時に行うこと（運用の指図が行われていない個人別管理資産（以下「未指図資産」という。）の額を指定し、運用の方法を購入する指示を同時に行うことを含む。）
- 2 次の各号に該当する資産その他の資産であって、再委託先記録関連運営管理機関が定める資産については、前項第1号の定時拠出に係る配分指定と同一の内容の運用の指図が行われたものとみなす。ただし、定時拠出に係る配分指定がないとき、次の第1号及び第2号に掲げる資産は、未指図資産として管理するものとする。
- (1) 第54条又は第61条の規定により本規約の資産管理機関が移換を受けた個人別管理資産
  - (2) 第45条に規定する返還資産額（第6条第2項の規定により、加入者となった者が、第45条に基づき事業主へ資産を返還する場合における返還資産額に限る。）及び第48条から第52条に規定する事務費等に充当するために運用の方法を現金化した結果、当該返還資産額及び当該事務費等の額を超過するときにおける、当該超過する額
  - (3) 前項第1号の定時拠出に係る配分指定を行ったときに存する未指図資産。この場合、当該未指図資産は、当該配分指定に係る再委託先記録関連運営管理機関における手続きが完了したときから、当該配分指定に従って運用されるものとする。
- 3 第1項各号に掲げる運用の指図は、再委託先記録関連運営管理機関への電話、再委託先記録関連運営管理機関のホームページ上での必要事項の入力及び再委託先記録関連運営管理機関への送信、又は再委託先記録関連運営管理機関への書面の送付により行うものとする。
- 4 加入者等は、運用の指図について、これを随時行うことができるものとする。ただし、天災地変、地域の停電その他のやむを得ない事由によりスイッチングについては行えないことがある。
- 5 定時拠出にかかる配分指定は第14条及び第14条の2に定める事業主掛金及び加入者掛金を資産管理機関に納付する日の翌金融機関営業日に、スイッチングについては加

入者等が第4項の運用の指図を行った後再委託先記録関連運営管理機関の定める日に、運用の方法の買付もしくは売却の指示を再委託先記録関連運営管理機関が資産管理機関に対して行う。ただし、定時拠出に係る配分指定については第14条及び第14条の2に定める事業主掛金及び加入者掛金を資産管理機関に納付する日の翌金融機関営業日が、スイッチングについては買付もしくは売却の指示を再委託先記録関連運営管理機関の定めるところにより再委託先記録関連運営管理機関が資産管理機関に対し行うべき日が、運用の方法ごとの取引不可日に該当する場合には、再委託先記録関連運営管理機関の定める日に、運用の方法の買付け若しくは売却の指図を再委託先記録関連運営管理機関が資産管理機関に対して行う。

#### 第19条（事業主の責務）

事業主は、加入者等に対し、加入者等が行う前条第1項の運用の指図に資するため、加入者等が資格を取得した後の初回の運用の指図を行う前に、次に掲げるものに関する研修会の開催及びビデオ・資料の提供その他を行うこととし、その後少なくとも1年に1回以上の研修会の開催又は資料の提供を行う等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

##### （1）確定拠出年金制度等の具体的な内容

- ①わが国の年金制度の概要、改正等の動向及び年金制度における確定拠出年金の位置づけ
- ②確定拠出年金制度の概要（次の（ア）から（ク）までに掲げる事項）
  - （ア）制度に加入できる者とその拠出限度額
  - （イ）運用の方法の範囲、加入者等への運用の方法の提示の方法及び運用の方法の預替え機会の内容
  - （ウ）運用の指図は加入者等自身が自己の責任において行うこと
  - （エ）給付の種類、受給要件、給付の開始時期及び給付（年金又は一時金の別）の受取方法
  - （オ）加入者等が転職又は離職した場合における資産の移換の方法
  - （カ）拠出、運用及び給付の各段階における税制措置の内容
  - （キ）事業主、国民年金基金連合会（以下、「連合会」という。）、企業年金連合会（平成25年改正法附則第3条第13号に規定する存続連合会又は同条第15号に規定する連合会をいう。以下同じ。）、確定拠出年金運営管理機関及び資産管理機関の役割
  - （ク）事業主、連合会、確定拠出年金運営管理機関及び資産管理機関の行為準則（責務及び禁止行為）の内容

##### （2）金融商品の仕組みと特徴

預貯金、信託商品、投資信託、債券、株式、保険商品等それぞれの金融商品についての次の事項

- ①その性格又は特徴
- ②その種類
- ③期待できるリターン
- ④考えられるリスク
- ⑤投資信託、債券、株式等の有価証券や変額保険等については、価格に影響を与える要因等

##### （3）資産の運用の基礎知識

- ①資産の運用を行うに当たっての留意点（すなわち金融商品の仕組みや特徴を十分に認識した上で運用する必要があること）

- ②リスクの種類と内容（金利リスク、為替リスク、信用リスク、価格変動リスク、インフレリスク（将来の実質的な購買力を確保できない可能性）等）
  - ③リスクとリターンの関係
  - ④長期運用の考え方とその効果
  - ⑤分散投資の考え方とその効果
  - ⑥年齢、資産等の加入者等の属性によりふさわしい運用の方法のあり方は異なり得るため一律に決まるものではないが、長期的な年金運用の観点からは分散投資効果が見込まれるような運用の方法が有用である場合が少なくないこと
- (4) 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計
- ①老後の定期収入は現役時代と比較し減少するため、資産形成は現役時代から取り組むことの必要性
  - ②平均余命などを例示することで老後の期間が長期に及ぶものであること及び老後に必要な費用についても長期にわたり確保する必要があること
  - ③老後に必要となる一般的な生活費の総額を例示しつつ、公的年金や退職金等を含めてなお不足する費用（自身が確保しなければならない費用）の考え方
  - ④現役時代の生活設計を勘案しつつ、確定拠出年金や退職金等を含めた老後の資産形成の計画や運用目標の考え方
  - ⑤加入者等が運用の方法を容易に選択できるよう、運用リスクの度合いに応じた資産配分例の提示
  - ⑥離転職の際には、法第83条の規定による個人別管理資産の連合会への移換によることなく、法第80条から第82条までの規定により個人別管理資産を移換し、運用を継続していくことが重要であること
- 2 事業主は、加入者が運用の指図を開始した後、前項各号に掲げる内容の他、資産の運用に関する情報提供を、加入者等の状況を鑑み、必要に応じて適切な方法で行うよう努めるものとする。
- 3 情報提供運営管理機関は、第1項各号に掲げる事項につき、コールセンターを通じて加入者等から照会があった場合には、これに速やかに対応するものとする。

## 第20条（個人別管理資産額の通知）

再委託先記録関連運営管理機関は、法第27条に基づき、毎年4月及び10月に、それぞれ3月末日及び9月末日を基準日として、当該加入者等に係る次の各号に定める事項を加入者等に書簡により通知することとする。

- (1) 直前の基準日（以下「今期日」という。）における個人別管理資産額
- (2) 今期日における運用の指図に係る運用の契約ごとのその者の持分に相当する額
- (3) 前回の通知において今期日とされた日（以下「前期日」という。）における個人別管理資産額
- (4) 前期日における運用の指図に係る運用の契約ごとのその者の持分に相当する額
- (5) 前期日から今期日までに拠出された各月ごとの事業主掛金及び加入者掛金の額並びにこれらの総額並びに事業主掛金を拠出した者の名称
- (6) 過去に拠出された事業主掛金及び加入者掛金の額並びにこれらの総額
- (7) 前期日から今期日までの間に加入者等が運用の指図の変更を行った場合にあっては、当該変更の内容
- (8) 前期日から今期日までの間に加入者等が個人別管理資産から負担した事務費その他の費用の内容及びそれを負担した年月日
- (9) 前期日から今期日までの間に厚生年金基金制度又は確定給付企業年金制度若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたとき又は厚生年

金基金の脱退一時金相当額、確定給付企業年金の脱退一時金相当額又は企業年金連合会の規約で定める年金給付等積立金若しくは積立金（以下「脱退一時金相当額等」という。）の移換が行われたときは、その年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項

- (10) 今期日における法第33条第1項の通算加入者等期間並びに規則第15条第1項第2号及び第3号における加入者の資格の取得及び喪失の年月日又は運用指図者の資格の取得及び喪失の年月日（第54条の規定により他の企業型年金又は個人型年金から個人別管理資産の移換が行われたことがあるときは、当該企業型年金又は個人型年金における加入者又は運用指図者の資格の取得及び喪失の年月日を含む。）
- (11) 未指図資産がある場合にあっては、今期日及び前期日における未指図資産の額並びに第18条の規定により運用の指図を行うことが可能である旨

## 第6章 給付の額及び支給方法

### 第1節 総則

#### 第21条（給付に関する定義その他）

この章において、次に掲げる用語の定義は以下に定めるところによる。

- (1) 「裁定請求日」 再委託先記録関連運営管理機関が不備のない書類をもって裁定請求を受付けた日
- (2) 「裁定完了日」 再委託先記録関連運営管理機関が給付の支給を決定し裁定を完了させた日
- (3) 「年金たる給付の額」 年金たる給付に係る1年間の給付予定額
- (4) 「基準日」 給付金の支給のために運用の方法の売却数量を設定する日
- (5) 「売却日」 給付金の支給のために運用の方法を売却する日

#### 第22条（給付の種類）

本規約の給付は、次のとおりとする。

- (1) 老齢給付金
- (2) 障害給付金
- (3) 死亡一時金
- (4) 脱退一時金

#### 第23条（裁定及び支給）

給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、再委託先記録関連運営管理機関が裁定する。

- 2 再委託先記録関連運営管理機関は、前項により裁定を行った場合には、裁定の結果及び資産管理機関が次項に規定する給付を行うために必要な受給権者に係る情報を、資産管理機関に通知するものとする。
- 3 資産管理機関は、再委託先記録関連運営管理機関の裁定に基づいて、その請求をした受給権者に給付金を支給する。
- 4 資産管理機関が、受給権者に給付金を支給するときは、以下のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 当該受給権者が指定した金融機関の預金口座（本人名義のものに限る）への振込み
  - (2) 当該受給権者が指定した労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第7条の2第2号に定める証券会社への預け金（本人名義のものに限る）
- 5 年金たる給付に係る支給すべき事由は裁定請求日において発生したものとす。

#### 第24条（受給権の譲渡）

- 本規約により給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、老齢給付金及び死亡一時金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む）により差し押さえる場合は、この限りではない。
- 2 租税その他の公課は、障害給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

### 第2節 老齢給付金

#### 第25条（支給要件）

- 加入者であった者であって、次の各号に掲げる者（本規約に個人別管理資産額がある者に限る。ただし、本規約の障害給付金の受給権者を除く。）が、それぞれ当該各号に定める年数又は月数以上の通算加入者等期間を有するときは、その者は、再委託先記録関連運営機関に老齢給付金の支給を請求することができる。
- (1) 60歳以上61歳未満の者 10年
  - (2) 61歳以上62歳未満の者 8年
  - (3) 62歳以上63歳未満の者 6年
  - (4) 63歳以上64歳未満の者 4年
  - (5) 64歳以上65歳未満の者 2年
  - (6) 65歳以上の者 1月
- 2 前項の通算加入者等期間とは、法第33条第2項の規定に基づき次の各号に掲げる期間（その者が60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）を合算した期間をいう。
- (1) 企業型年金加入者期間（本規約以外の企業型年金の加入者期間を含む。）
  - (2) 企業型年金運用指図者期間（本規約以外の企業型年金の運用指図者期間を含む。）
  - (3) 個人型年金加入者期間
  - (4) 個人型年金運用指図者期間
- 3 前項にかかわらず、本規約以外の企業型年金又は個人型年金の脱退一時金（法附則第3条に規定するものに限る）の支給を受けた者については、その支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間は、第1項の通算加入者等期間に算入しない。

#### 第25条（請求手続き）

- の2 前条の老齢給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を再委託先記録関連運営管理機関に提出することによって行うものとする。
- (1) 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
  - (2) 老齢給付金の払渡しを希望する支払機関に関する事項
    - (ア) 金融機関であるときは、その金融機関名、本店・支店名及び口座番号
    - (イ) 証券会社であるときは、その証券会社名、本店・支店名及び口座番号
- 2 前項の請求書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市区町村長の証明書その他生年月日を証する書類を添付しなければならない。

- 3 老齢給付金の支給の請求を受けた再委託先記録関連運営管理機関は、当該請求を行った者に係る通算加入者等期間が前条第1項各号に定める年数又は月数未満であるときは、同機関以外の記録関連運営管理機関等（企業型記録関連運営管理機関（記録関連業務を行う事業主を含む。以下同じ。）又は個人型記録関連運営管理機関をいう。以下同じ。）又は連合会に対し、次に掲げる事項を内容とする当該老齢給付金の裁定に必要な記録の提供を求める。
  - （1）企業型記録関連運営管理機関に対しては、規則第22条の2第3項第1号に掲げる事項
  - （2）個人型記録関連運営管理機関又は連合会に対しては、規則第22条の2第3項第2号に掲げる事項
- 4 再委託先記録関連運営管理機関は、同機関以外の記録関連運営管理機関等又は連合会から老齢給付金の裁定に必要な記録の提供を求められたときは、規則第22条の2第3項第1号に掲げる事項に関する記録を提供するものとする。

#### 第26条（老齢給付金の選択）

- 前条第1項の請求を行う者は、老齢給付金として次に掲げる各号のうちいずれか又は両方を選択するものとする。
- （1）年金たる老齢給付金
  - （2）一時金たる老齢給付金
- 2 年金たる老齢給付金の支給期間は、年金給付の請求時に、受給権者が次に掲げる各号のうちいずれかを選択するものとする。
    - （1）5年
    - （2）10年
    - （3）15年
    - （4）20年
  - 3 第1項第2号を選択する場合、受給権者は請求と同時に、個人別管理資産額のうち一時金で受取る割合を次に掲げる各号のうちから選択するものとする。この場合の年金の額は、当該個人別管理資産額から当該一時金の額を控除した額を基準に、次条に定めるところにより算定するものとする。
    - （1）100分の25
    - （2）100分の50
    - （3）100分の75
    - （4）100分の100
  - 4 前項の選択（前項第4号の選択を除く。）は、第27条第1項第3号に定める年金たる給付の額が裁定請求月の前月末日における個人別管理資産額の2分の1に相当する額を超えず、かつ、20分の1に相当する額を下回らない範囲において行うものとする。
  - 5 受給権者が第2項の支給期間として5年を超える期間を選択した場合において、受給権者は、年金支給を開始してから5年以上経過した後、給付の支給を一時に受けることを再委託先記録関連運営管理機関に申し出ることができる。

#### 第27条（年金たる老齢給付金）

- 年金たる老齢給付金については、次の各号に定めるところによりこれを支給するものとする。
- （1）支給予定期間は、裁定請求日の属する月（以下、「裁定請求月」という。）の翌月から第26条第2項（支給予定期間中に第30条に該当した場合を除く。）の期間とする。

- (2) 再委託先記録関連運営管理機関は、原則として裁定請求月の翌月末までに裁定を完了させるものとする。
- (3) 年金たる給付の額は、裁定請求月の前月末日における個人別管理資産額（第45条に規定する返還資産額を控除した額）を各運用の方法及び未指図資産の数量に換算した数量を、それぞれ支給予定期間の年数で除した売却数量を売却した合計額とする。このとき1円未満の端数が生じたときにはこれを切り捨てるものとする。
- (4) 年金給付は、受給者が次に掲げる各号のうちから選択した年間支給回数に応じて、当該各号に掲げる月（以下、「支給月」という。）の20日を支給日（当該20日が金融機関の非営業日に当たるときはその直後の金融機関の営業日）とする。各支給月には、それぞれその前月分までを支給する。
  - ①年間支給回数を1回として選択したとき 12月
  - ②年間支給回数を2回として選択したとき 6月及び12月
  - ③年間支給回数を4回として選択したとき 3月、6月、9月及び12月
  - ④年間支給回数を6回として選択したとき 2月、4月、6月、8月、10月及び12月
- (5) 裁定請求月の翌月を除く直後の支給月の20日を初回の支給日とする。ただし、初回の支給月の前月末日までに裁定が完了していないときは、裁定完了月の翌月を含む直後の支給月の20日を初回の支給日とする。
- (6) 支給月の最初の金融機関営業日を売却日とし、各運用の方法及び未指図資産の売却金額の合計額を支給日に支給する。
- (7) 各支給日の支給に係る売却数量は売却日の前金融機関営業日を基準日として各運用の方法及び未指図資産ごとに計算する。各運用の方法及び未指図資産ごとの売却数量は、基準日における各運用の方法及び未指図資産の数量を、残存する支給予定期間の月数で除して得た数量に当該支給日に支給すべき月数を乗じた数量とする。このとき、各運用の方法及び未指図資産の売却数量に最小売却単位未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。
- (8) 支給予定期間の最後の月の末日において個人別管理資産がある場合には、当該最後の月の翌月の最初の金融機関営業日に個人別管理資産の全てを売却し、現金化された額を売却月の20日（当該20日が金融機関の非営業日に当たるときはその直後の金融機関の営業日）に支給するものとする。
- (9) 第6号にかかわらず、売却日において次のいずれかの事由が発生した場合は、当該事由が完了した日の翌金融機関営業日を売却日とする。これにより、支給日に支給が行えない場合は、再委託先記録関連運営管理機関から支給日までに受給権者に対して通知するものとする。
  - ①受給権者によりスイッチングの指図が行われている場合
  - ②償還その他のやむを得ない事由により運用の方法の売却が行えない場合
- (10) 第26条第5項の申し出があった場合、当該申し出のあった日の属する月の末日における個人別管理資産の全てを売却し、支給するものとする。

## 第28条（一時金たる老齢給付金）

- 一時金たる老齢給付金については、次の各号に定めるところによりこれを支給するものとする。
  - (1) 再委託先記録関連運営管理機関は、原則として裁定請求月の翌月末までに裁定を完了させるものとする。
  - (2) 一時金たる老齢給付金の支給日は、裁定完了日の属する月の翌月20日（当該2

0日が金融機関の非営業日に当たるときはその直後の金融機関の営業日)とする。

- (3) 支給日の属する月の最初の金融機関営業日を売却日とし、個人別管理資産の全部を売却して、その売却金額を支給日に支給する。
- (4) 給付の額は、支給日における個人別管理資産額（ただし、第45条に規定する返還資産額を控除した額とする。）とする。
- (5) 第3号にかかわらず、売却日において次のいずれかの事由が発生した場合は、当該事由が完了した日の翌金融機関営業日を売却日とする。これにより、支給日に支給が行えない場合は、再委託先記録関連運営管理機関から支給日までに受給権者に対して通知するものとする。
  - ①受給権者によりスイッチングの指図が行われている場合
  - ②償還その他のやむを得ない事由により運用の方法の売却が行えない場合

#### 第29条（70歳到達時の支給）

加入者であった者（本規約に個人別管理資産がある者に限る。）が老齢給付金の支給を請求することなく70歳に達したときは、その者から一時金たる老齢給付金の請求があったものとみなして、再委託先記録関連運営管理機関の裁定に基づき、資産管理機関からその者に老齢給付金を支給する。

- 2 前項に係る一時金たる老齢給付金については、第28条に準じてこれを支給するものとする。

#### 第30条（失権）

老齢給付金を受ける権利は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに、消滅する。

- (1) 受給権者が死亡したとき
- (2) 障害給付金の受給者となったとき
- (3) 個人別管理資産額が無くなったとき

### 第3節 障害給付金

#### 第31条（支給要件）

加入者又は加入者であった者（本規約に個人別管理資産がある者に限る。）が、次の各号のいずれかに該当したときは、その者は、70歳に達する日の前日までに再委託先記録関連運営管理機関に障害給付金の支給を請求することができる。

- (1) 加入者又は加入者であった者が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）から起算して1年6月を経過した日（その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）とし、以下「障害認定日」という。）から70歳に達する日の前日までの間において、その傷病により国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったとき。
- (2) 加入者又は加入者であった者が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（以下この号において「基準傷病」という。）に係る初診日において基準傷病以外の傷病により障害の状態にある場合であって、基準傷病に係る障害認定日から70歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害と他の

障害とを併合して国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条2項に規定する程度の障害の状態に該当するに至ったとき（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病（基準傷病以外の傷病が2以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病）の初診日以降であるときに限る。）。

- 2 障害給付金は、再委託先記録関連運営管理機関の裁定に基づき、資産管理機関から前項に定めるその請求をした者に対し支給する。

### 第32条（障害給付金の選択）

前条第1項の請求を行う者は、障害給付金として次に掲げる各号のうちいずれか又は両方を選択するものとする。

- (1) 年金たる障害給付金
  - (2) 一時金たる障害給付金
- 2 年金たる障害給付金の支給期間は、年金給付の請求時に、受給権者が次に掲げる各号のうちいずれかを選択するものとする。
    - (1) 5年
    - (2) 10年
    - (3) 15年
    - (4) 20年
  - 3 第1項第2号を選択する場合、受給権者は請求と同時に、個人別管理資産額のうち一時金で受取る割合を次に掲げる各号のうちから選択するものとする。この場合の年金の額は、当該個人別管理資産額から当該一時金の額を控除した額を基準に、次条に定めるところにより算定するものとする。
    - (1) 100分の25
    - (2) 100分の50
    - (3) 100分の75
    - (4) 100分の100
  - 4 前項の選択（前項第4号の選択を除く。）は、第27条第1項第3号に定める年金たる給付の額が裁定請求月の前月末日における個人別管理資産額の2分の1に相当する額を超えず、かつ、20分の1に相当する額を下回らない範囲において行うものとする。
  - 5 受給権者が第2項の支給期間として5年を超える期間を選択した場合において、受給権者は、年金支給を開始してから5年以上経過した後、給付の支給を一時に受けることを再委託先記録関連運営管理機関に申し出ることができる。
  - 6 受給権者が第2項の支給期間として5年を超える期間を選択した場合において、受給権者は、当該裁定を請求した月（支給の方法の変更を行った場合は、最後に変更を申し出た月）以降5年を経過するごとに、当該受給権者の申出により第2項の規定に基づく支給の変更をすることができる。

### 第33条（年金たる障害給付金）

年金たる障害給付金については、第27条に準じてこれを支給するものとする。この場合において、第27条第1号中「第26条第2項」「第30条」とあるのはそれぞれ「第32条第2項」「第35条」と、第27条第10号中「第26条第5項」とあるのは「第32条第5項」と読み替えてこれを適用する。

### 第34条（一時金たる障害給付金）

一時金たる障害給付金については、第28条に準じてこれを支給するものとする。

### 第35条（失権）

障害給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

- (1) 受給権者が死亡したとき。
- (2) この企業型年金に個人別管理資産がなくなったとき。

## 第4節 死亡一時金

### 第36条（支給要件）

死亡一時金は、加入者又は加入者であった者（本規約に個人別管理資産がある者に限る。）が死亡したときに、その者の遺族に、再委託先記録関連運営管理機関の裁定に基づき、資産管理機関が支給する。

### 第37条（遺族の範囲及び順位）

死亡一時金を受けることができる遺族は、次の各号に掲げる者とする。ただし、死亡した者が、死亡する前に、配偶者（届出をしていないが、死亡した者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下この条において同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のうちから死亡一時金を受ける者を指定してその旨を再委託先記録関連運営管理機関に対して表示したときは、その表示したところによる。

- (1) 配偶者
  - (2) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた者
  - (3) 前号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - (4) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって第2号に該当しない者
- 2 前項本文の場合において、死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちあっては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。
- 3 前項の規定により死亡一時金を受けることができる遺族に同順位者が2人以上あるときは、当該同順位者の間で1人の代表者を選出し、当該代表者が再委託先記録関連運営管理機関に支給の請求を行うものとし、死亡一時金は、当該代表者にその他の同順位者に係るものを合算した金額を支給することにより、全ての同順位者に等分して支給したものとす。
- 4 死亡一時金を受けることができる遺族がないときは、死亡した者の個人別管理資産の額に相当する金銭は、死亡した者の相続財産とみなす。
- 5 死亡一時金を受けることができる者によるその権利の裁定の請求が死亡した者の死亡の後5年間ないときは、死亡一時金を受けることができる遺族はないものとみなして、前項の規定を適用する。

### 第38条（欠格）

故意の犯罪行為により加入者又は加入者であった者を死亡させた者は、前条の規定にかかわらず、死亡一時金を受けることができない。加入者又は加入者であった者の死亡前に、その者の死亡によって死亡一時金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

### 第39条（死亡一時金）

死亡一時金の給付の額は、支給日における個人別管理資産額とし、支給日については第28条第2号の規定を準用する。

## 第5節 脱退一時金

### 第40条（支給要件）

脱退一時金は、加入者であった者（本規約に個人別管理資産がある者に限る。第44条において同じ。）が次に掲げる各号のいずれにも該当するときに、再委託先記録関連運営管理機関の裁定に基づき、資産管理機関からその請求をした者に対し支給する。

- (1) 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又は個人型運用指図者でないこと。
- (2) 当該請求した日における個人別管理資産の額として、以下の(ア)から(ウ)までに掲げる額を合算した額から(エ)及び(オ)に掲げる額を控除して得た額が15,000円以下であること。
  - (ア) 脱退一時金の支給を請求した日（以下、この条において「請求日」という。）が属する月の前月の末日における個人別管理資産（本規約以外の企業型年金に係るものを含む。）の額
  - (イ) 加入者の資格を喪失した日までに事業主及び加入者が拠出することとなっていた掛金であって、請求日が属する月の前月の末日までに拠出していないものの額
  - (ウ) 資産管理機関に移換されることとなっていた企業年金制度若しくは退職金制度の資産又は脱退一時金相当額等であって、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額
  - (エ) 第45条の規定に基づき事業主に返還されることとなる額
  - (オ) 第57条の規定により移換することとなっていた個人別管理資産であって、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換するものの額
- (3) 最後に加入者の資格を喪失した日が属する月の翌日から起算して6月を経過していないこと。

### 第41条（請求手続）

前条の脱退一時金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を再委託先記録関連運営管理機関に提出することによって行うものとする。

- (1) 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
  - (2) 脱退一時金の払渡しを希望する支払機関に関する事項
    - (ア) 金融機関であるときは、その金融機関名、本店・支店名及び口座番号
    - (イ) 証券会社であるときは、その証券会社名、本店・支店名及び口座番号
- 2 前項の請求書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市町村長の証明書その他生年月日を証する書類を添付しなければならない。
- 3 脱退一時金の支給の請求を受けた再委託先記録関連運営管理機関は、同機関以外の記録関連運営管理機関等に対し、必要に応じて、次に掲げる事項を内容とする当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求める。
- (1) 企業型記録関連運営管理機関に対しては、規則第69条の2第4項第1号に掲げる事項
  - (2) 個人型記録関連運営管理機関に対しては、規則第69条の2第4項第2号に掲げ

#### る事項

- 4 再委託先記録関連運営管理機関は、同機関以外の記録関連運営管理機関等又は連合会から脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求められたときは、法附則第2条の2の脱退一時金については規則第69条の2第4項第1号に掲げる事項に関する記録を提供し、法附則第3条の脱退一時金については規則第70条第3項第1号に掲げる事項に関する記録を提供するものとする。

#### 第42条（脱退一時金）

脱退一時金については、第28条に準じてこれを支給するものとする。ただし、脱退一時金の額については、その支給を請求した者の個人別資産管理に係るすべての運用の方法に係る資産が現金化された日（その支給を請求した日から起算して3月を経過する日までの間に限る。）における個人別管理資産額（第45条に規定する返還資産額を控除した額）とする。

#### 第43条（一時金の支給を受けたときの通算加入者等期間の計算）

脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間（これらの期間のうち、当該脱退一時金の請求に関する個人別管理資産に係る期間に限る。）は、第25条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の通算加入者等期間に算入しない。

#### 第44条（個人別管理資産額の資格喪失後の移換期限）

本規約の加入者であった者が第41条の請求をした場合における第58条第1号の規定の適用については、同号中「6月以内」とあるのは、「6月以内（本規約の加入者であった者が第41条の請求をした日の属する月の初日から第23条の裁定を受けた日の属する月の末日までの期間を除く。）」とする。

### 第7章 事業主に対する資産の返還

#### 第45条（事業主に対する資産の返還）

加入者が、別紙の表第6①欄に掲げる実施事業所ごとに同表③欄に定める勤続期間に達する前に同表④欄に定める事由により退職し加入者資格を喪失した場合、事業主は、当該加入者の個人別管理資産額のうち次条に定める方法により算出された金額（以下、「返還資産額」という。）の返還を受けるものとする。

- 2 前項にかかわらず、障害給付金の受給権者である者については、事業主は資産の返還を受けないものとする。

#### 第46条（返還資産額の算定方法）

返還資産額は、事業主が当該退職者に対して抛出した事業主掛金の合計額に、別紙の表第6①欄に掲げる実施事業所ごとに同表⑤欄に定める返還割合を乗じた額とする。

- 2 前項にかかわらず、事業主掛金の合計額が事業主に資産を返還する日における当該退職者にかかる個人別管理資産額のうち以下に掲げる算式により計算される額を上回る場合には、以下に掲げる算式により計算される金額に、別紙の表第6①欄に掲げる実施事業所ごとに同表⑤欄に定める返還割合を乗じた額を返還資産額とする。  
返還日の個人別管理資産額×事業主掛金の合計額÷（他の企業型年金に係る資産管理機関又は連合会からの移換額+法第54条の規定による他の制度からの移換額+法54条の2の規定による脱退一時金相当額等の移換額+事業主掛金の合計額+加入者掛金の合計額）
- 3 本規約の加入者であった期間において、一の実施事業所に使用された後直ちに他の実施事業所に使用された者にあつては、前条の返還資産額は、当該者が使用された実施事業所ごとに前項に従って算出した額の合計額とする。ただしこの場合において、前項に掲げる算定式中「事業主掛金」とあるのは、「当該実施事業所が拠出した掛金」と読み替えるものとする。
- 4 当該退職者が60歳以上の再雇用期間中の者である場合、第1項及び第2項における事業主掛金の合計額（ただし、第2項算式中の後者の事業主掛金の合計を除く。）は、直近の資格取得日が属する月以後の各月について事業主が拠出した掛金の合計とする。

#### 第47条（勤続期間）

返還資産額の計算の基礎となる勤続期間は、実施事業所に使用されるに至った日から実施事業所に使用されなくなった日までの期間とする。

### 第8章 事務費の負担方法

#### 第48条（運営管理業務に係る事務費の額及びその負担）

第4条第1項第2号に定める本規約の運営管理業務に係る事務費の額は、別紙の表第1に掲げる実施事業主ごとに算出した額とし、金額又は計算方法及びその負担方法は、別紙の表第7に定めるとおりとする。

#### 第49条（資産管理業務に係る事務費の額及びその負担）

本規約の資産管理業務に係る事務費の額は、別紙の表第1に掲げる事業主ごとに算出した額とし、金額又は計算方法及びその負担方法は、別紙の表第7に定めるとおりとする。

#### 第50条（投資教育に係る事務費の額及びその負担）

法第22条に基づく措置（いわゆる投資教育）に要する費用の額は実費とする。

- 2 前項に係る費用は、事業主掛金の外枠で全額事業主が負担する。

#### 第51条（運用の方法に係る費用の負担）

加入者等の運用の方法の選択（預け替えに係る選択を含む。）に係る費用及び負担方法は、別紙の表第7に定めるとおりとする。

#### 第52条（消費税）

第48条乃至第51条に定める費用に係る消費税は、費用を負担する者がこれを負担する。

## 第9章 雑則

### 第53条（事業年度）

本規約の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

- 2 事業主は、事業年度ごとに法第50条の規定に基づいて報告書を作成し、毎事業年度終了後3月以内に厚生労働大臣に提出しなければならない。

### 第54条（本規約の加入者となった者の個人別管理資産の移換）

本規約の資産管理機関は、次の各号に掲げる者（当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が本規約の加入者の資格を取得し、再委託先記録関連運営管理機関に対し、その個人別管理資産（本規約以外の企業型年金又は個人型年金に係るものをいう。以下、本条において同じ。）の移換を申し出たときは、当該加入者が加入していた企業型年金の資産管理機関又は連合会から、当該加入者に係る現金化された個人別管理資産の移換を受ける。

- (1) 本規約以外の企業型年金の加入者又は加入者であった者
- (2) 個人型年金の加入者又は個人型年金の運用指図者
- 2 本規約の資産管理機関は、前項第1号に掲げる者（当該企業型年金の老齢給付金又は障害給付金の受給権を有する者を除く。）が本規約の加入者の資格を取得した場合であって、他の企業型年金の加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月を経過してもなお当該他の企業型年金に個人別管理資産があるときは、当該他の企業型年金の資産管理機関より、当該個人別管理資産の移換を受ける。
- 3 本規約の資産管理機関は、法第83条第1項の規定によりその個人別管理資産が連合会に移換された者（個人型年金に個人別管理資産がある者に限り、個人型年金の加入者及び個人型年金の運用指図者を除く。）（以下「連合会移換者」という。）が本規約の加入者の資格を取得したときは、連合会より、当該個人別管理資産の移換を受ける。ただし、個人別管理資産が連合会に移換されなかった者は、その旨を再委託先記録関連運営管理機関に申し出るものとする。

### 第55条（他の企業型年金制度の加入者となった者の個人別管理資産の移換）

本規約の資産管理機関は、次の各号の規定に基づき、当該各号に定める者（個人別管理資産額がある者に限る。）の個人別管理資産の全部を現金化し、第45条に規定する返還資産額を控除した額を金銭により当該加入者となった企業型年金の資産管理機関に移換する。

- (1) 本規約の加入者又は加入者であった者が他の企業型年金の加入者の資格を取得し、本規約の個人別管理資産を当該他の企業型年金へ移換することを申し出たとき
- (2) 本規約の加入者又は加入者であった者（本規約の老齢給付金又は障害給付金の受給権を有する者を除く。）が他の企業型年金の加入者の資格を取得した場合であって、本規約の加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月を経過してもなお本規約に個人別管理資産があるとき

### 第56条（個人型年金の加入者となった者等の申出による個人別管理資産の移換）

本規約の資産管理機関は、本規約の加入者であった者（個人別管理資産がある者に限

る。)が、連合会に対し、その個人別管理資産の移換の申出をした場合であって、当該移換の申出と同時に法第62条第1項若しくは法第64条第2項の規定による申出をしたとき、又は個人型年金の加入者若しくは個人型年金の運用指図者であるときは、当該加入者であった者の個人別管理資産の全部を現金化し、第45条に規定する返還資産額を控除した額を金銭により連合会に移換する。

#### 第57条 (確定給付企業年金の加入者となった者の個人別管理資産の移換)

本規約の加入者であった者(個人別管理資産がある者に限る。)は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、本規約の資産管理機関からその個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められているときは、再委託先記録関連運営管理機関を通じて、本規約の資産管理機関にその個人別管理資産の移換を申し出ることができる。

- 2 本規約の資産管理機関は、前項の規定による申出があったときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等(確定給付企業年金法第30条第3項に規定する資産管理運用機関等をいう。)に当該申出をした者の個人別管理資産の全部を現金化し、第45条に規定する返還資産額を控除した額を金銭により移換するものとする。
- 3 第1項の規定による申出があったときは、再委託先記録関連運営管理機関は、加入者であった者に係る次に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記載した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等(確定給付企業年金法第29条第1項に規定する事業主等をいう。)に提出する。
  - (1) 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
  - (2) 個人別管理資産の額、その算定の基礎となった期間並びに当該期間の開始月及び終了月
  - (3) 掛金がある場合にあっては、加入者掛金の合計額に相当する額
  - (4) 加入者の資格の喪失の年月日
- 4 第1項及び第2項に基づき個人別管理資産を移換した場合には、当該個人別管理資産の移換日の翌日が属する月の前月までの期間のうち当該個人別管理資産に係る次の各号に掲げる期間は、通算加入者等期間の算定の基礎としないものとする。
  - (1) 企業型年金加入者期間(企業型年金(本規約以外の企業型年金を含む。)の企業型年金規約に基づいて納付した事業主掛金又は加入者掛金に係る企業型年金加入者期間に限る。)
  - (2) 個人型年金の個人型年金加入者期間(個人型年金の個人型年金規約に基づいて納付した個人型年金加入者掛金に係る個人型年金加入者期間に限る。)
  - (3) 法第54条第2項の規定により法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間
  - (4) 法第54条の2第2項の規定により法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間
  - (5) 法第74条の2第2項の規定により法第73条において準用する法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間

#### 第58条 (その他の者の個人別管理資産の移換)

本規約の資産管理機関は、次の各号に掲げる者(個人別管理資産がある者に限る。)の個人別管理資産の全部を現金化し、第45条に規定する返還資産額を控除した額を金銭により連合会に移換する。

- (1) 本規約の加入者であった者であって、その個人別管理資産が本規約の加入者の資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して6月以内に前3条の規定により移

- 換されなかったもの（本規約の運用指図者及び次号に掲げる者を除く。）
- (2) 本規約が終了した日において本規約の加入者等であった者であって、その個人別管理資産が規約の終了日が属する月の翌月から起算して6月以内に前3条の規定により移換されなかったもの

#### 第59条（個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務）

事業主は、本規約の加入者が資格を喪失した場合には、当該資格喪失者に対して、次の事項等について十分説明するものとする。

- (1) 第55条第1号、第56条又は第57条の規定による他の企業型年金若しくは個人型年金又は確定給付企業年金への個人別管理資産の移換を行う旨の申出は、資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月以内に行うこと。

- (2) 前号の申出を行わない場合、次の①から③のいずれかの取扱いがされること。

① 第55条第2号の規定により、他の企業型年金の加入者の資格を取得している場合には、新たに資格を取得した企業型年金へ個人別管理資産が自動的に移換されることとなること。

② 前条及び規則第65条の規定により、個人型年金加入者等の資格を取得している場合には、個人型年金へ個人別管理資産が自動的に移換されることとなること。

③ 前条の規定により、個人別管理資産が連合会に自動的に移換され、連合会移換者である間、運用されることのないまま、管理手数料が引き落とされることとなること。その際、当該期間は通算加入者等期間に算入されないことから、老齢給付金の支給開始可能な時期が遅くなる可能性があること。

- (3) 本規約の加入者の資格を喪失した者が、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合には、資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して6月以内であれば第57条の規定により確定給付企業年金への個人別管理資産の移換を行うことができること。また、連合会移換者が、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合には、法第74条の4の規定により確定給付企業年金への個人別管理資産の移換を行うことができること。

なお、確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いである一方で、企業型年金の本人拠出相当額は拠出時に非課税の取扱いであることから、確定給付企業年金へ移換する個人別管理資産に本人拠出相当額を含む場合であっても、確定給付企業年金の本人拠出相当額としての取扱いではなく、給付時に課税されることとなること。

- (4) 法第54条の4の規定による企業型年金から確定給付企業年金への個人別管理資産の移換を行う場合にあっては、移換先の制度の制度設計上、確定拠出年金に加入していた期間（勤続年数を含む。）が移換先の制度設計に合わせた期間に調整される可能性があること。

また、本規約の個人別管理資産に係る期間（当該個人別管理資産に厚生年金基金、確定給付企業年金、企業年金連合会又は連合会から移換してきた資産を含む場合は当該資産に係る期間を含む。）は通算加入者等期間から控除されることとなること。ただし、企業型年金及び個人型年金に同時に加入する者であって、企業型年金の個人別管理資産のみ移換する場合には、個人型年金の加入者期間に影響はないこと。

2 事業主及び再委託先記録関連運営管理機関は、資格喪失後一定期間を経過した後においても移換の申出を行っていない資格喪失者に対し、資格喪失者の個人別管理資産が移換されるまでの間、当該申出を速やかに行うよう適時に促すべく努めるものとする。

第59条（移換手続に必要な情報の授受）

の2

再委託先記録関連運営管理機関は、本規約の加入者の資格を取得した者（以下、本条において「資格取得者」という。）があるときは、規則第63条の3の規定に基づき、当該資格取得者が加入者の資格を取得した日が属する月の翌月の末日までに、連合会に対し、当該資格取得者が連合会移換者であるかどうか等の情報の提供を求めるものとする。

2 再委託先記録関連運営管理機関は、本規約の加入者の資格を喪失した者（以下、本条において「資格喪失者」という。）があるときは、規則第63条の2及び第65条の規定に基づき、当該資格喪失者が加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月が経過した後速やかに、同機関以外の記録関連運営管理機関等及び連合会に対し、当該資格喪失者が別の企業型年金の企業型年金加入者又は加入者であった者であるかどうか、個人型年金の加入者等の資格を有する者であるかどうか等の情報の提供を求めるものとする。

3 再委託先記録関連運営管理機関は、本規約以外の企業型年金の資格喪失者に係る企業型記録関連運営管理機関から、当該資格喪失者が本規約の加入者又は加入者であった者であるかどうか等の情報の提供を求められたときは、規則第63条の2の規定に基づき、当該企業型記録関連運営管理機関に対し、求められた情報の提供を行うものとする。

第60条（脱退一時金相当額等の移換の申出手続）

加入者は、以下の各号に掲げる額を本規約の資産管理機関に移換することを当該各号に掲げるものに対して申し出ることができる。

（1）厚生年金基金の脱退一時金相当額 厚生年金基金

（2）確定給付企業年金の脱退一時金相当額 確定給付企業年金の実施事業所の事業主又は企業年金基金

（3）企業年金連合会の規約で定める年金給付等積立金又は積立金 企業年金連合会

2 前項の移換の申出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りではない。

（1）前項第1号及び第2号に規定する脱退一時金相当額の移換 申出を行った者が加入していた厚生年金基金の加入員又は確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日

（2）前項第3号に規定する年金給付等積立金又は積立金の移換 本規約の加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日

3 前項ただし書きの場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌日の末日までに限って行うことができる。

第61条（脱退一時金相当額等の移換）

本規約の資産管理機関は、脱退一時金相当額等の移換を受けることができる。

2 前項の規定により移換を受けた脱退一時金相当額等は、脱退一時金相当額等の移換を申し出た者の個人別管理資産に充てるものとする。

3 第1項の規定により資産管理機関が脱退一時金相当額等の移換を受けた場合には、第10条の規定にかかわらず、当該脱退一時金相当額等の移換を受けた加入者等が当該厚生年金基金の設立事業所若しくは当該確定給付企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間のうち移換を受けた資産の額の算定の基礎となった期

間又は解散した厚生年金基金の加入員であった期間若しくは終了した確定給付企業年金の加入者期間（いずれもその者が60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）を第25条第2項に定める通算加入者等期間に算入するものとする。ただし、規則第30条の規定により、同一の期間を重複して加算しないものとする。

第62条（脱退一時金相当額等の移換に関する事項の説明義務）

事業主は、本規約の加入者の資格を取得した者が、本規約の資産管理機関へ脱退一時金相当額等を移換することができる者であるときは、移換申出期限、第25条第2項に定める通算加入者等期間に算入する期間及び当該脱退一時金相当額等の移換の申出の手続、手数料その他脱退一時金相当額等の移換に係る判断に資する必要な事項を説明するものとする。

第63条（加入者の義務）

加入者は、規則第12条第1項乃至第3項に定める状態に該当した場合は、当該各号に定めるところにより、速やかに、事業主にその旨を申し出るものとする。

- 2 加入者は、規則第13条第1項乃至第3項に定める状態に該当した場合は、当該各号に定めるところにより、当該状態に至ったときから14日以内に、再委託先記録関連運営管理機関にその旨を申し出るものとする。

第64条（金銭の運用により生じた収益の帰属）

資産管理機関は、資産管理契約に係る信託財産に帰属する金銭で、第18条の規定による運用の指図がないものについては、銀行勘定その他の方法により運用するものとする。

- 2 前項の規定による運用により生じた収益は、第49条の事務費のうち事業主負担分として充当するものとする。

第65条（加入者等の個人情報の取扱）

事業主は、本規約の実施に係る業務に関し、加入者等及び加入者等であった者の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の個人に関する情報を保管し、又は使用するにあたっては、その業務の遂行に必要な範囲内で保管及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合のほか正当な理由がある場合は、この限りではない。

- 2 委託先運営管理機関、再委託先運営管理機関及び再委託先記録関連運営管理機関は、本規約の実施に係る業務に関し、加入者等及び加入者等であった者の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の個人に関する情報を保管し、又は使用するにあたっては、その業務の遂行に必要な範囲内で保管及び使用することとし、事業主に対しても一切提供してはならない。ただし、本人の同意がある場合のほか正当な理由がある場合は、この限りではない。

第66条（個人情報の閲覧）

加入者又は加入者であった者（死亡一時金の受給権者を含む。）は、再委託先記録関連運営管理機関が備える企業型年金加入者原簿の閲覧を請求し、又は当該原簿に記載された事項について照会することができる。この場合において、再委託先記録関連運営管

理機関は、正当な理由がある場合を除き、閲覧の請求又は照会の回答を拒否しないものとする。

#### 第67条（規約の変更）

事業主は、法第5条第1項又は法第6条第1項の規定に基づき、本規約の変更をしようとするときは、実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該被保険者の過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。

- 2 前項の同意は、各実施事業所について得なければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項の変更がすべての実施事業所に係るものでないときは、当該変更に係る実施事業所以外の実施事業所については、第1項の同意があったものとみなす。
- 4 事業主は、本規約の変更について厚生労働大臣の承認を受けたときは承認を受けた規約を、厚生労働大臣に届け出るときは届け出た規約を、実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者及び運用指図者（運用指図者にかかる事項に重要な変更を加えたときに限る。）に遅滞なく周知しなければならない。

#### 第68条（制度の終了）

事業主は、本規約を終了しようとするときは、法第46条の規定に基づき、実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該被保険者の過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。

- 2 前項の同意は、各実施事業所について得なければならない。
- 3 事業主は、本規約の終了について厚生労働大臣に承認を受けたときは、実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者及び運用指図者に遅滞なく周知しなければならない。
- 4 本規約を終了した場合において、本規約は、法第83条第1項の規定により同項第2号に掲げる者（個人別管理資産がある者に限る。）の個人別管理資産が連合会に移換されるまでの間、その目的の範囲内において、なお効力を有するものとする。

#### 第69条（法令その他の準用）

本規約に定めのないものについては、法令の定めるところによる。

- 2 給付金の支給、個人別管理資産の移換その他に関して本規約に定めのない事項については、本規約の運営管理機関又は資産管理機関との間で締結した契約書等の定めるところによる。

## 附則

### 第1条 (施行期日)

本規約は、平成21年4月1日から施行する。

### 第2条 (加入に係る経過措置)

本規約の施行日（実施事業所における各施行日を含む。）において、本則第6条に規定する加入者資格を有する者については、本則第7条の規定に関わらず、本規約の施行と同時に加入する。

### 第2条 (加入者の範囲に係る特則)

の2

本則第6条第2項に定める他、資格喪失年齢を61歳以上65歳以下とする実施事業所においては、60歳に達した日の前日において本規約の加入者でなかった者で、60歳に達した日以後引き続き当該実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（資格喪失年齢に達していない者に限る。）のうち、第4条に規定する資産の移換の対象となる者も、本規約の加入者となる。ただし、60歳に達した日の前日において第一号等厚生年金被保険者でなかった者、法第13条の規定により本規約の加入者となれない者及び実施事業所ごとに別紙の表第3に定める加入者の範囲に含まれない者を除く。なお、本条の規定により加入者となった者が、本則第45条に基づき事業主へ資産を返還する場合にあっては、本則第18条第2項第2号の規定中「第6条第2項の規定により」とあるのは「第6条第2項又は附則第2条の2の規定により」と読み替えるものとする。

### 第3条 (適格退職年金からの資産の移換)

資産管理機関は、法第54条の規定に基づき、別紙の表第8①欄に掲げる実施事業所の事業主が適格退職年金契約を同表②欄に掲げる区分に応じて全部又は一部を解除することにより事業主に返還される資産の移換を受けるものとする。

- 2 前項の規定により移換を受けた資産は、別紙の表第8③欄に定める適格退職年金契約の解除日における本規約の加入者のうち同表④欄に定める者（以下、本条において「移換対象者」という。）の個人別管理資産に充てるものとする。
- 3 前項に規定する個人別管理資産に充てる額は、各移換対象者について、別紙の表第8①欄に掲げる実施事業所が実施する適格退職年金契約の全部又は一部を解除した場合における解約返戻金（当該退職年金規程に基づく計算方法、もしくは解約時に加入者の同意を得て解約按分値を変更した場合はその方法により計算した解約返戻金額）とする。
- 4 前3項の規定により資産の移換を受けた場合には、本則第10条の規定にかかわらず、各移換対象者の適格退職年金の受益者であった期間を、通算加入者等期間に算入するものとする。
- 5 第1項に規定する資産の移換を受ける日は、別紙の表第8⑤欄に定める日とする。
- 6 第3項に規定する解約返戻金の計算方法は別紙の表第8⑥欄に定めるものとする。

### 第4条 (退職手当制度からの資産の移換)

資産管理機関は、法第54条の規定に基づき、別紙の表第9①欄に掲げる実施事業所の事業主が実施する退職手当制度にかかる退職給与規程を同表②欄に掲げる区分に応じて改正又は廃止することにより資産の移換を受けるものとする。

- 2 前項の規定により移換を受けた資産は、別紙の表第9③欄に掲げる退職給与規程の改正日又は廃止日（以下、本条において「移行日」という。）における本規約の加入者で

あって同表④欄に定める者（以下、本条において「移換対象者」という。）の個人別管理資産に充てるものとする。

- 3 前項に規定する個人別管理資産に充てる額は、各移換対象者について、別紙の表第9①欄に掲げる実施事業所の退職給与規程の移行日において同表⑦欄に定める方法により計算される額に移換が完了するまでの間に係る利子相当額を加えた額のうち、既に資産の移換を受けた額とする。
- 4 前項に規定する利子相当額の算定に用いる利率は、別紙の表第9①欄に掲げる実施事業所ごとに厚生労働大臣が定める率を上限とした同表⑧欄に定める率とする。
- 5 第1項に規定する資産の移換の期間及び移換を受ける日は別紙の表第9⑤欄及び⑥欄に定めるものとする。
- 6 資産管理機関は、前2項の規定にかかわらず、当該移換が完了する日より前に移換対象者が加入者の資格を喪失した場合は、当該移換対象者に係る移換資産のうち、まだ資産管理機関に移換されていないものを、加入者資格を喪失した日の属する月の翌月の25日（当該25日が金融機関の非営業日に当たるときは、その直前の金融機関の営業日）に一括して受け入れるものとする。
- 7 第1項乃至第4項の規定により資産の移換を受けた場合には、本則第10条の規定にかかわらず、各移換対象者の事業主に使用された期間（その者が60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）を、通算加入者等期間に算入するものとする。ただし、規則第30条の規定により、同一の期間を重複して加算しないものとする。

#### 第4条 (厚生年金基金の解散による資産移換)

の2

資産管理機関は、法第54条の規定に基づき、別紙の表第10①欄に掲げる実施事業所の厚生年金基金を解散することにより、事業主に返還される残余財産の全部又は一部の移換を受けるものとする。

- 2 前項の規定により移換を受けた資産は、別紙の表第10②欄に定める日の翌日における本規約の加入者のうち同表③欄に定める者（以下、本条において「移換対象者」という。）の個人別管理資産に充てるものとする。
- 3 前項に規定する個人別管理資産に充てる額は、当該厚生年金基金の規約に規定する額とする。
- 4 前3項の規定により資産の移換を受けた場合には、本則第10条の規定にかかわらず、各移換対象者の当該厚生年金基金の加入員であった期間（その者が60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）を、通算加入者等期間に算入するものとする。ただし、規則第30条の規定により、同一の期間を重複して加算しないものとする。
- 5 第1項に規定する資産の移換を受ける日は、当該厚生年金基金の清算が終了した日とする。

#### 第5条 (移換された資産に係る運用の指図)

加入者等は、第4条及び第4条の2の規定により移換される資産について、再委託先記録関連運営管理機関の定める方法によって選択した運用の方法ごとに配分する割合を再委託先記録関連運営管理機関に通知すること（以下「制度移行配分」という。）により運用の指図を行う。

- 2 前項の制度移行配分が行われないうち、以下の各号によって運用されるものとする。
  - (1) 第1回目に移換される資産については、本則第18条第1項第1号の定時拠出に係る配分指定と同一の内容の運用の指図が行われたものとみなす。ただし、定時拠出に係る配分指定がないときは、未指図資産として管理するものとする。
  - (2) 第2回目以降に移換される資産については、それぞれ前回に移換された資産に適

用された運用の方法及び配分する割合に従い運用される。ただし、前回に適用された運用の方法及び配分する割合がない場合は、前号の規定を準用するものとする。

- 3 前二項の規定にかかわらず、第4条第6項の規定により一括して移換された資産は、未指図資産として管理するものとする。

#### 第6条 (運用の指図に係る経過措置)

再委託先記録関連運営管理機関における加入者の資格取得手続きが平成30年4月以前に完了した者については、従前の本則第18条第2項の規定により商品選定運営管理機関が指定した運用の方法によって運用されることとなった場合についても、定時拠出に係る配分指定がなされたものとみなすとともに、本則第18条第2項の規定を適用するものとする。

#### 附則

本規約は、2021年●月●日から施行する。

表第1

事業主の名称及び住所（第2条関係）

名 称	住 所
●●●●株式会社	

表第2

実施事業所の名称及び所在地（第3条関係）

名 称	所 在 地
●●●●株式会社	

表第3

加入者の範囲（第6条関係）

①実施事業所の名称	②加入者の範囲	③就業規則	資格喪失年齢
●●●●株式会社	加入を希望する者。ただし、加入を希望しなかった者であっても、その後毎月1日に加入者となることを希望した場合には、そのときから確定拠出年金制度の加入者とする。	ライフプラン給付規程	65歳

表第4

休職期間（第12条関係）

①実施事業所の名称	②休職期間を定めた就業規則
●●●●株式会社	就業規則第●条に定める休職期間（会社都合の場合を除く）、育児・介護休業規程第●条及び第●条に定める休業期間（無給期間に限る）

表第5

事業主掛金額の算定方法（第13条関係）

①実施事業所の名称	②掛金の形態	③定額掛金の額	④定率掛金の率	⑤定率掛金の基礎とする基準給与を定めた就業規則
●●●●株式会社	定率		100%	ライフプラン給付規程第5条

表第6

事業主に対する資産の返還（第45条、第46条関係）

①実施事業所の名称	②資産返還の有無	③勤続期間	④退職事由	⑤返還割合
●●●●株式会社	無			

表第7

事務費の項目、金額又は計算方法、負担者、負担方法及び支払先一覧（第48条、第49条、第51条関係）

別紙の手数料表によるほか、運営管理手数料として年額50,000円（税別）を事業主が別途負担する。
--

## 手数料表

事務費の額は、表第1に掲げる事業主ごとに定めることとし、運営管理業務の導入一時金においては、代表事業主（クロス・ヘッド総合型プラン企業型年金における事務を取り纏める事業主）のみに対して定める方法により計算した額とする。

事務費項目	金額又は計算方法	負担者	負担方法	支払先
<b>運営管理業務</b>				
導入時一時金	150,000円	代表事業主	別途支払	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
運営管理機関利用料金 (加入者分、年額)	1人当り 4,560円	加入者	表A参照	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
運営管理機関利用料金 (運用指図者分、年額)	1人当り 4,080円	運用指図者	表B参照	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
移換手数料	4,000円	移換対象者	資産	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
その他の実費	—	事業主	別途支払	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
<b>資産管理業務</b>				
資産管理手数料 (加入者分、年額)	1人当り 600円	加入者	表A参照	野村信託銀行株式会社
資産管理手数料 (運用指図者分、年額)	1人当り 600円	運用指図者	表B参照	野村信託銀行株式会社
移換手数料	350円	移換対象者	資産	野村信託銀行株式会社
給付手数料	350円/回	受給者	給付金	野村信託銀行株式会社
その他の実費	—	事業主	別途支払	野村信託銀行株式会社
投資教育に係る事務費	実費	事業主	別途支払	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
運用商品に係る費用	—	加入者等	資産	各商品販売会社

表A 加入者に係る運営管理機関利用料金及び資産管理手数料の負担方法

加入者の状況	負担方法	徴収方法
掛金が納付された場合	掛金	当該掛金が資産管理機関に納付されるまでに発生している運営管理機関利用料金及び資産管理手数料（以下、「運営管理機関利用料金等」という。）を当該掛金から控除する方法により徴収する。
加入者であった者が個人別管理資産の移換を行う場合	資産	個人別管理資産の移換のために本規約第55条乃至第58条の規定により売却し、現金化した個人別管理資産から、当該移換が行われるまでに発生している運営管理機関利用料金等を控除する方法により徴収する。
加入者であった者が脱退一時金の支給を受ける場合	給付金	本規約第42条の規定により脱退一時金の支給を受ける場合、それ以前に発生している運営管理機関利用料金等を当該脱退一時金から控除する方法により徴収する。
加入者又は加入者であった者が死亡した場合	給付金	本規約第36条の規定により死亡一時金が支給される場合、それ以前に発生している運営管理機関利用料金等を当該死亡一時金から控除する方法により徴収する。
加入者であって、掛金が納付されない場合	資産	<p>(1) 毎年2月の一定日を基準日として、前年中に発生している運営管理機関利用料金等を、個人別管理資産を売却することにより充当する。</p> <p>(2) 運営管理機関利用料金等に充当するために売却する個人別管理資産は、金融商品の種別ごとに以下の順序とし、一の金融商品の種別に複数の金融商品が提示されている場合には、商品選定運営管理機関の定めるところによる。</p> <p>①預金又は貯金（令第15条第1項の表の1の項イ及びロに掲げるものに限る。）</p> <p>②生命保険又は生命共済（令第15条第1項の表の4の項イに掲げるものに限る。）</p> <p>③損害保険（令第15条第1項の表の5の項イに掲げるものに限る。）</p> <p>④有価証券の売買</p> <p>⑤信託会社への信託</p> <p>⑥生命保険又は生命共済</p> <p>⑦損害保険</p> <p>(3) 売却する運用方法の数量は、基準日現在で徴収すべき運営管理機関利用料金等を、売却すべき金融商品の時価で除した数量の100分の100とする。</p> <p>(4) 売却の結果、売却金額の合計額が基準日現在で徴収すべき運営管理機関利用料金等の額に達しない場合には、徴収すべき運営管理機関利用料金等の額と売却金額の合計額の差額を徴収すべき運営管理機関利用料金等の額とみなして、上記(1)乃至(3)の規定を適用する。</p>

(注) 障害給付金の受給権者であって、掛金の拠出が行われる者は上記の加入者に含まれるものとする。

表B 運用指図者に係る運営管理機関利用料金及び資産管理手数料の負担方法

運用指図者の状況	負担方法	徴収方法
受給を開始している場合	給付金	当該給付が行われるまでに発生している運営管理機関利用料金及び資産管理手数料（以下、「運営管理機関利用料金等」という。）を、当該給付金から控除する方法により徴収する。
個人別管理資産の移換の申し出を行っている場合	資産	個人別管理資産の移換のために本規約第55条乃至第57条の規定により売却し、現金化した個人別管理資産から、当該移換が行われるまでに発生している運営管理機関利用料金等を控除する方法により徴収する。
受給を開始していない場合又は個人別管理資産の移換の申し出を行っていない場合	資産	<p>(1) 毎年2月の一定日を基準日として、前年中に発生している運営管理機関利用料金等を、個人別管理資産を売却することにより充当する。</p> <p>(2) 運営管理機関利用料金等に充当するために売却する個人別管理資産は、金融商品の種別ごとに以下の順序とし、一の金融商品の種別に複数の金融商品が提示されている場合には、商品選定運営管理機関の定めるところによる。</p> <p>①預金又は貯金（令第15条第1項の表の1の項イ及びロに掲げるものに限る。）</p> <p>②生命保険又は生命共済（令第15条第1項の表の4の項イに掲げるものに限る。）</p> <p>③損害保険（令第15条第1項の表の5の項イに掲げるものに限る。）</p> <p>④有価証券の売買</p> <p>⑤信託会社への信託</p> <p>⑥生命保険又は生命共済</p> <p>⑦損害保険</p> <p>(3) 売却する運用方法の数量は、基準日現在で徴収すべき運営管理機関利用料金等を、売却すべき金融商品の時価で除した数量の100分の100とする。</p> <p>(4) 売却の結果、売却金額の合計額が基準日現在で徴収すべき運営管理機関利用料金等の額に達しない場合には、徴収すべき運営管理機関利用料金等の額と売却金額の合計額の差額を徴収すべき運営管理機関利用料金等の額とみなして、上記(1)乃至(3)の規定を適用する。</p>